

[事案 2023-59] 転換契約無効等請求

・令和 6 年 2 月 8 日 裁定終了

<事案の概要>

転換契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 61 年 5 月に契約した定期保険特約付終身保険（契約①）を、平成 3 年 8 月に定期保険特約付終身保険（契約②）に転換したが、以下の理由により、契約②の無効と既払込保険料等相当額の支払い（請求①）および慰謝料の支払い（請求②）、契約②より前に契約していた個人年金保険への復旧、ならびに個人年金保険にもとづく年金の支払い（請求③）を求める。

- (1) 契約①②の申込書および保険証券は保険会社が偽造したものである。自分は契約①を転換して契約②を申し込んだ覚えはない。
- (2) 昭和 49 年および昭和 58 年に、それぞれ本件保険会社の生命保険に加入したが、平成元年頃にこれらの保険を個人年金保険に転換した。
- (3) 平成 20 年、個人年金保険の内容変更のための書類を提出したところ、保険会社は、同書類の申立人の署名押印部分等を切り取って、契約①②に係る申込書および保険証券を偽造し、あたかも昭和 61 年に契約①が、平成 3 年に契約②が成立していたかのような記録を作成した。
- (4) 契約②の保険証券や申込書等にある自分の署名は、自分の筆跡と異なり、郵便番号や住所の記載に誤りがある。
- (5) 契約②の保険証券にある印影は電子的に切り貼りをしたものであるが、このような技術は平成 3 年当時には存在せず、実用化されたのは平成 12 年以降である。このことから、契約②の保険証券の作成時期が平成 3 年ではなく平成 12 年以降であることが分かる。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約②の申込書・告知書は、申立人が署名・記入して当社に提出したものであり、当社はこれらを偽造してはいない。申込書の契約者欄、被保険者欄および通信先欄を転写して、契約②の保険証券を作成した。
- (2) 申立人が当社の個人年金保険に加入したことはない。
- (3) 平成 20 年に、申立人が当社に提出した書類はない。
- (4) 契約①②の申込書・告知書、ならびに各種手続の請求書の申立人の署名はほぼ同一であり、本件裁定申立書の申立人の署名とも酷似している。これら書類に押印された印章の印影も一致している。
- (5) 契約②の申込時に、被保険者の健康診断の結果を証明する衛生管理証明書が提出されているが、これは被保険者である申立人から勤務先に依頼をしなければ取得できない書類である。
- (6) 申立人は、契約②について、平成 13 年 7 月に特約更新請求書、平成 22 年 3 月に特約・減額請求書を作成して当社に提出した。また、毎年、当社の担当者が申立人に対し契約内容の説明を行っていた。申立人は、これらの機会に、契約②の内容を確認して理解していたはずであるが、申立人が契約①を契約②に転換していないなどの申し出をしたことはなか

った。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約①②の申込手続時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、請求①②については、以下の理由により打切りとし、請求③については、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。

(1) 請求①について、申立人は、契約①②に係る申込書および保険証券の成立の真正を強く争っているところ、申込書や保険証券のような重要な文書の成立に争いがある場合、その判断には、慎重な事実認定が要請され、当事者のいずれかに主張立証責任を負わせた上で、署名の筆跡鑑定、関連する書証の証拠調べ、関係者の尋問手続等を実施して事実を認定していく必要があるところ、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、このような手続を行うことはできない。

(2) 請求②について、上記(1)のとおり、裁定審査会は請求①に係る事実の存否について審理することが困難であるため、保険会社の不法行為の成否や申立人の精神的損害の発生の有無についてもまた審理することは困難である。